

一般社団法人日本循環器学会
2019年度 役員選出要領

2019年12月6日 理事会承認

本要領は本会役員選出の為に定めるものである。

本会の役員は、理事と監事により構成する(定款第22条)。なお、構成人数は以下の通りとする。

- (1) 理事 32名(内1名を代表理事とし、その他の理事を業務執行理事とする)
- (2) 監事 2名(会員1名・非会員1名)

【理事の選出】

- (1) 選挙および推薦により選出する。
- (2) 当該役員選挙の対象となる社員が、代議員(社員)選挙において申告した専門分野(内科、外科、小児科、その他分野(基礎含む))を基に、以下の配分で選出する。
 - ① 全国区選出理事：
「外科枠(東日本地区)」、「外科枠(西日本地区)」、「小児科枠」、「女性枠(東日本地区)」、「女性枠(西日本地区)」から各1名を選挙により選出(計5名)
 - ② 支部選出理事：
理事会で定めた各支部の定数を選挙により選出(計25名)
 - ③ 推薦により選出される理事：
「その他分野(基礎含む)」から1名および分野・性別を問わず1名(計2名)を本選挙で選出され、代表理事となった理事の推薦により選出
- (3) 支部選出理事の選挙における各支部の定数は、本選挙で選出される新理事が就任する前々年度の3月31日現在における正会員数を基礎数とし、その百分率に基づき、理事会において決定する。

I 全国区選出理事および支部選出理事について

1. 選出地区・選挙について

- (1) 被選挙資格者の立候補により選挙にて選出する。
- (2) 選挙は、全国区、東日本地区および西日本地区、支部ごと(9支部)に行う。地区および支部については、下記の都道府県の通りとする。
 - ① 東日本地区および西日本地区
東日本地区 : 北海道支部、東北支部、関東甲信越支部、東海支部
西日本地区 : 北陸支部、近畿支部、中国支部、四国支部、九州支部
 - ② 支部(9支部)
北海道支部 : 北海道
東北支部 : 青森、秋田、岩手、福島、山形、宮城
関東甲信越支部 : 茨城、神奈川、群馬、埼玉、千葉、東京、栃木、長野、新潟、山梨
東海支部 : 愛知、岐阜、静岡、三重
北陸支部 : 石川、富山、福井
近畿支部 : 大阪、京都、滋賀、奈良、兵庫、和歌山
中国支部 : 岡山、島根、鳥取、広島、山口
四国支部 : 愛媛、香川、高知、徳島
九州支部 : 大分、沖縄、鹿児島、熊本、佐賀、長崎、福岡、宮崎
- (3) 各社員の所属支部は、理事選挙における立候補者の確定時点で事務局に届け出のある支部とし、それ以降に異動等によって支部の移動が生じた場合は移動前の支部で選挙を行う。ただし、支部を移動する事が事前に判明している場合で、立候補者の確定前に事務局に届出があったものについては、移動後の支部で選挙を行うことができる。
- (4) 選挙は本会が運用する電子選挙システム(以下、システム)を利用し実施する。
- (5) 被選挙資格者ならびに選挙資格者に対し、立候補、投票を行う為にシステムログイン用IDとパスワードをメールで案内する。なお、IDとパスワードを第三者に提供したり、第三者から提示の依頼があり提供したりすることは不正とみなす。また、IDとパスワードを紛失した場合、本人から事務局へ申し出る事により再取得することが可能である。

2. 立候補について

(1) 資格

被選挙資格者は、当該理事選挙で選出される新理事の任期の開始日2020年6月社員総会終了時(以下、基準日という)において社員である者とする。当該社員には、定年に伴う補充または社員の任期満了に伴う改選により選出された基準日において社員となることが決定している者を含む。(よって、理事選挙施行日において社員であっても、基準日において定年または任期満了により社員の退任が決定している者は、被選挙資格を有さない)。ただし、当該理事の就任年度2020年4月1日現在に満64歳以上の者は、被選挙資格を有さない。

(2) 方法

立候補届および所信表明書(400字程度)をからシステムを通じて提出する。立候補は、全国区または支部のいずれか一枠にのみ行うことができる。全国区の分野は2019年度実施代議員(社員)選挙の立候補時に申告したものと同様とする。また、内科以外の女性については、全国区で自身の専門分野または女性、支部のいずれか一つにのみ立候補を行うことができる。

(3) 立候補者の告示

立候補受付締め切り後、選挙地区ごとの立候補者一覧をシステムに掲載する事により告示し、期間中に立候補の辞退を受け付ける。また、システムに確定した立候補者一覧と所信表明書を掲載し告示する。

(4) 追加の立候補

立候補受付締め切りを過ぎても定数に満たない場合は、立候補者の告示期間に追加の立候補を受け付ける。方法に関しては(2)を準拠する。

3. 投票について

(1) 資格

選挙資格者は基準日において社員である者とする。当該社員には、定年に伴う補充または社員の任期満了に伴う改選により選出された、新理事就任の開始日において社員となることが決定している者を含む。

(2) 方法

- ①(1)で定める選挙資格者は、システムを利用し期間内に投票を行う。
- ②投票は本人限りとし、他人のID、PWを使用して投票した場合には不正とみなし投票を無効とする。
- ③本選挙は、「全国」「支部」の2つの区分において実施する。「全国」では所属する支部に関わらず全国一区で行い、「支部」では所属する支部と同一の支部を対象として行う。
- ④各選挙における一人当たりの投票数は、「全国」「支部」の選出人数と同数とする。投票数を超える投票があった場合は、当該投票を無効とする。
- ⑤投票が白票または無効の場合は有効投票数に含まない。
- ⑥得票数上位者から当選者を決定する。得票数が同数となり選出人数を超える場合、同数となった者を対象として決選投票を行う。決選投票は、同順位者の中から1名に投票することを原則とする。
- ⑦各選挙において立候補者が選出人数以下の場合、当該選挙は信任投票とする。「信任」、「不信任」のいずれかに投票し、有効投票数の過半数の信任により当選とする。
- ⑧開票作業は立会人が監督を行う。立会人は、本選挙実施年度の総務幹事である者から代表理事が指名する。(定款施行細則31条4項)

4. 選挙結果の報告

- ①選挙結果は、システムならびに第84回学術集会会場にて掲示をすることで代表理事が報告する。当選者氏名の記載方法は、五十音順とし、得票数および順位の発表は行わない。
- ②当選者が辞退した場合、同選挙の次点者を繰り上げて当選とする。
- ③選挙で選出された新理事を、理事会および社員総会において候補者として附議する。

II 推薦により選出される理事の選出

- ①推薦により選出される理事は後述で選出された新代表理事の推薦により選出する。
- ②推薦の対象は、理事選挙において当選となった新理事を除く、被選挙資格者とする。
- ③支部選出で「その他分野(基礎含む)」からの選出が無い場合は「その他分野(基礎を含む)」1名と分野問わず1名を選出する。選出があった場合は分野問わず2名を選出する。
- ④選出された2名の理事は、選挙で選出された新理事の確認を経て、理事会および社員総会において候補者として附議する。

【代表理事の選出】

- ①代表理事は、2019 年度第 4 回理事会(2020 年 3 月 12 日)終了後に開催される、代表理事選出委員会において、理事選挙で選出された新理事の中から、新理事の合議または選挙により 1 名を選出する。
- ②代表理事選出委員会開催時に代表理事である者を議長として進行を行う。
- ③合議により代表理事が決定しない場合、自薦・他薦により候補を募る。候補者が複数名の場合は選挙を行う。
- ④合議により代表理事が決定した場合、選挙は行わず、議長立会いのもと事務局が「全会一致」と記録を残す。
- ⑤選挙は以下の手順で行う。
 - 1) 候補者が所信表明を行う
 - 2) 出席した新理事が無記名で候補者の中から 1 名記名する
 - 3) 議長立会いのもと事務局が集計を行い結果を記入する
 - 4) 候補者が 3 名以上で上位者の得票数が同数となった場合、上位者のみを対象として再投票を行う。
 - 5) 候補者が 2 名以下で得票数が同数となった場合、改めて投票を行い、それでも同数となる場合はくじ引きにより決定する。
- ⑥ 選出された新代表理事を、社員総会で承認された新理事が構成する新理事会に候補者として附議する。

【監事の選出】

- ①推薦により選出される監事は上述で選出された新代表理事が推薦を行う。
- ②当該監事の就任年度2020年の4月1日現在に満69歳以上の者または再任が3期以上となる者は、監事資格を有さない。
- ③会員から選出する監事の推薦の対象は、本会の理事経験者であることとする。
- ④非会員から選出する監事の推薦の対象は、監事の職責を全うし得る知見を有し、かつ本会と利害関係を持たない者とする。
- ⑤選出された2名の監事は、選挙で選出された新理事の確認を経て、理事会および社員総会において候補者として附議する。

附則.

- ①理事選挙のスケジュールは別紙に定める。
- ②各種問い合わせは、本会事務局 選挙担当(メール：senkyo@j-circ.or.jp FAX:03-5501-9855)を窓口とする。
- ③本要領の改定は、理事会の議決により行う。

以上

理事選挙スケジュール

12月6日(金)	第3回理事会で役員選出要領 スケジュールを附議・承認
1月8日(水)～19日(日)	立候補受付期間
1月22日(水)～26日(日)	立候補者告示 立候補の取り下げ・追加受付期間
1月29日(水)	立候補者(確定)の告示
1月30日(木)～2月9日(日)	投票期間
2月12日(水)～14日(金)	開票作業
2月20日(木) ※	結果発表

※決選投票がない場合は2月20日(木)に結果発表とする。

【決選投票の場合】

- ・開票作業終了後、該当する支部において実施。投票期間は3日間とする
- ・決選投票の開票作業については、2月20日前後を予定する
- ・全ての選挙が終了した時点で結果発表をおこなう

【代表理事選出委員会】

3月12日(木) 会場：第84回学術集会・APSC2020 会場内(予定)